

介護予防・日常生活支援総合事業の サービス・活動事業における回数払いの導入について (素案)



藤沢市役所 高齢者支援課
令和8年9月1日



目次

1. はじめに
2. 令和9年4月1日からの変更点(案)
3. 導入による影響
4. 利用と請求方法について
5. 確認事項



目次

1. はじめに

2. 令和9年4月1日からの変更点(案)

3. 導入による影響

4. 利用と請求方法について

5. 確認事項



1. はじめに

現状

利用回数に関わらず、定額での支払いが原則であるため、
利用者の金銭面の負担が増加している

例) 月4回デイサービスに通う予定の利用者が、月1回の利用だったとしても
4回分の利用料を支払っている

※厚生労働省は介護保険最新情報Vol.1210
「総合事業の額を市町村が定める際に勘案すべき基準」(令和6年3月7日通知)にて回数払い
に関する内容を提示

各都道府県介護保険担当課(室) 各市町村介護保険担当課(室) 各介護保険関係団体 御中 ← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課
介護保険最新情報
今回の内容 介護予防・日常生活支援総合事業のうち第一号事業に係る厚生労働大臣が定める基準案について(周知) 計138枚(本紙を除く)
Vol.1210 令和6年3月7日 厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課
【貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう よろしくお願いいたします。】
連絡先 TEL: 03-5253-1111(内線 3986) FAX: 03-3503-7894

1.はじめに

改正後

- ・原則、回数での支払いになるため、**利用した分のみの支払いになる**

例) 月4回デイサービスに通う予定の利用者が、月1回の利用だったとき、

1回分の利用料を支払うだけで良い

- ・要介護者と同じ「回数ベース」の仕組みになることで、上限額や自己負担の計算が直感的に理解しやすくなる。

目次

1. はじめに
2. 令和9年4月1日からの変更点(案)
3. 導入による影響
4. 利用と請求方法について
5. 確認事項



2. 令和9年4月1日からの変更点(案)

従前相当訪問型サービス

訪問型サービス

1月当たり

週1回程度	1,176単位
週2回程度	2,349単位
週2回を超える程度	3,727単位



訪問型サービス

1回当たり

標準的な内容	287単位
20分以上45分未満	179単位
45分以上	220単位
短時間の身体介護	163単位

上限

週1回程度	1,176単位
週2回程度	2,349単位
週2回を超える	3,727単位

2. 令和9年4月1日からの変更点(案)

従前相当通所型サービス

通所型サービス

1月当たり

事業対象者・要支援1	1,798単位
要支援2	3,621単位



通所型サービス

1回当たり

事業対象・要支援1	436単位
要支援2	447単位

上限

事業対象・要支援1	1,798単位
要支援2(週1回程度)	1,798単位
要支援2(週2回程度)	3,621単位



2. 令和9年4月1日からの変更点(案)

訪問型サービス(従前相当)への回数制の導入



(出典) 厚生労働省 介護保険最新情報Vol.1210 P132

総合事業の額を市町村が定める際に勘案すべき基準(令和6年度改正の概要)

2. 令和9年4月1日からの変更点(案)

訪問型サービス(従前相当)への回数制の導入

- ・サービスの**内容が3種類**
- ・生活援助が中心のサービスは**時間によって2種類**に

令和6年度告示改正	
週1回程度	1,176単位
→ 週2回程度	2,349単位
週2回を超える程度	3,727単位
区分を統合し各区分の単価を引上げ	
→ 標準的なサービス	287単位
20分～45分の生活援助	179単位
45分以上の生活援助	220単位
→ 短時間の身体介護	163単位
⇒ 必要なサービスを必要な者の選択に基づき提供することが可能に	

月当たり上限を
回数から単位
数(3,727単
位)に見直し

(出典)厚生労働省 介護保険最新情報Vol.1210 P132

総合事業の額を市町村が定める際に勘案すべき基準(令和6年度改正の概要)

2. 令和9年4月1日からの変更点(案)

訪問型サービス(従前相当)への回数制の導入

「標準的な内容のサービス」とは

→ 見守りの援助が必要な場合

身体介護が必要な場合

「生活援助が中心のサービス」とは

→ 専門職による掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助が必要な場合

※介護保険最新情報Vol.637「訪問介護におけるサービス行為の区分等について」を参照

https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12301000-Roukenkyoku-Soumuka/0000180926_6.pdf

2. 令和9年4月1日からの変更点(案)

通所型サービス(従前相当)への回数制の導入

基本報酬		改正前		令和6年度告示改正	
1月当たり	要支援1・事業対象者	1,672単位		要支援1・事業対象者	1,798単位
	要支援2・事業対象者	3,428単位		要支援2・ 事業対象者	3,621単位
1回当たり	要支援1・事業対象者 (月1回～4回)	384単位	月1回から算定可	要支援1・事業対象者 (月1回～4回)	436単位
	要支援2・事業対象者 (月5回～8回)	395単位		要支援2・ 事業対象者 (月1回～8回)	447単位

運動器機能向上加算の包括化

⇒ 必要なサービスを必要な者の選択に基づき提供することが可能に

※ このほか地域全体で高齢者の移動手段を確保するという視点にたち、送迎を外部委託等する場合の基本報酬に占める送迎に要する費用を明確化。

注) 従前相当サービスについては、市町村が事業の継続性や介護人材の確保の状況等を踏まえ、国が定める単価の引き上げること可能
サービスAなどの多様なサービスについては、上記に加え市町村が独自の加算等を設定することも可能

(出典)厚生労働省 介護保険最新情報Vol.1210 P135

総合事業の額を市町村が定める際に勘案すべき基準(令和6年度改正の概要)

2. 令和9年4月1日からの変更点(案)

通所型サービス(従前相当)への回数制の導入

要支援1・事業対象者

〈週1回程度の利用予定〉

①月1回~4回まで

→436単位での請求

②月5回

→1,798単位での請求

要支援2

〈週2回程度の利用予定〉

①月1回~8回まで

→447単位での請求

②月9回以降

→3,621単位での請求

加算: 現行のまま月単位での請求

令和6年度告示改正	
要支援1・事業対象者	1,798単位
要支援2・ 事業対象者	3,621単位
要支援1・事業対象者 (月1回~4回)	436単位
要支援2・ 事業対象者 (月1回~8回)	447単位

運動器機能向上加算の包括化

⇒ 必要なサービスを必要な者の選択に基づき提供することが可能に

(出典) 厚生労働省 介護保険最新情報Vol.1210 P135

総合事業の額を市町村が定める際に勘案すべき基準(令和6年度改正の概要)

目次

1. はじめに
2. 令和9年4月1日からの変更点(案)
- 3. 導入による影響**
4. 利用と請求方法について
5. 確認事項



3. 導入による影響

利用者

- ・利用回数に応じた利用料の適正化
- ・利用料がわかりやすい

事業者

- ・想定する回数に満たない分について、報酬が減る
- ・利用回数の管理が必要になる
- ・利用者への制度説明が必要になる
- ・料金表・HPの更新など事務量が一時的に増加する

目次

1. はじめに
2. 令和9年4月1日からの変更点(案)
3. 導入による影響
4. 利用と請求方法について
5. 確認事項



4. 利用と請求方法について

留意点

- ・原則、サービス提供回数ごとの単位数での請求となる
- ・利用者の希望、利用者にとって必要なサービス利用回数が適正であれば、月1回の利用も可能



4. 利用と請求方法について

8 月 カレンダー		2026年 (令和8年)							
日	月	火	水	木	金	土			
26		27		28		29		30	
						31			1
2		3		4		5		6	
									8
9		10		11		12		13	
									15
16		17		18		19		20	
									22
23		24		25		26		27	
									29
30		31		1		2		3	
								4	
									5

(例1-1)

○状態像

- ・要支援Ⅰ
- ・従前相当通所型サービス

○予定

- ・週1回程度

4. 利用と請求方法について

8月カレンダー		2026年 (令和8年)											
日		月		火		水		木		金		土	
26		27		28		29		30		31		1	
2		3		4		5		6		7		8	
9		10		11		12		13		14		15	
16		17		18		19		20		21		22	
23		24		25		26		27		28		29	
30		31		1		2		3		4		5	

(例1-1)

4回利用
→ 436単位×4回
= 1,744単位(回数払い)

この場合、**上限月額(1,798単位)**
を超えないため、回数での請求と
なる

4. 利用と請求方法について

8 月 カレンダー		2026年 (令和8年)							
日	月	火	水	木	金	土			
26		27		28		29		30	
2		3		4		5		6	
9		10		11		12		13	
16		17		18		19		20	
23		24		25		26		27	
30		31		1		2		3	

(例1-2)

○状態像

・要支援Ⅰ

・従前相当通所型

サービス

○予定

・週1回程度

4. 利用と請求方法について

8 月 カレンダー		2026年 (令和8年)							
日	月	火	水	木	金	土			
26		27		28		29		30	
2		3		4		5		6	
9		10		11		12		13	
16		17		18		19		20	
23		24		25		26		27	
30		31		1		2		3	

(例1-2)

5回利用

→ 436単位 × 5回

= 2,180単位 (> 上限月額)

→ 1,798単位

この場合、**上限月額**
(1,798単位)を超えるため、
1,798単位での請求となる

4. 利用と請求方法について

8 月 カレンダー		2026年 (令和8年)											
日		月		火		水		木		金		土	
26		27		28		29		30		31		1	
2		3		4		5		6		7		8	
			○				○						
9		10		11		12		13		14		15	
			○				○						
16		17		18		19		20		21		22	
			○				○						
23		24		25		26		27		28		29	
			○				○						
30		31		1		2		3		4		5	
			○										

(例2ー1)

○状態像

- ・要支援2
- ・従前相当通所型サービス

○予定

- ・週2回程度

4. 利用と請求方法について

8 月 カレンダー		2026年 (令和8年)							
日	月	火	水	木	金	土			
26	27	28	29	30	31	1			
2	3	4	5	6	7	8			
9	10	11	12	13	14	15			
16	17	18	19	20	21	22			
23	24	25	26	27	28	29			
30	31	1	2	3	4	5			

(例2-1)

9回利用した場合

→447単位×9回

=4,023単位(>上限月額)

→3,621単位

この場合、**上限月額(3,621単位)**を超えるため、**3,621単位**での請求となる

4. 利用と請求方法について

8 月 カレンダー		2026年 (令和8年)							
日	月	火	水	木	金	土			
26		27		28		29		30	
2		3		4		5		6	
		○				○			
9		10		11		12		13	
		○				○			
16		17		18		19		20	
		○				○			
23		24		25		26		27	
		✕				○			
30		31		1		2		3	
		○							

(例2-2)

- 状態像
- ・要支援2
- ・従前相当通所型サービス
- 予定
- ・週2回程度

4. 利用と請求方法について

8 月 カレンダー		2026年 (令和8年)							
日	月	火	水	木	金	土			
26		27		28		29		30	
2		3		4		5		6	
9		10		11		12		13	
16		17		18		19		20	
23		24		25		26		27	
30		31		1		2		3	

(例2-2)

8回利用した場合

→447単位×8回

=3,576単位 (<上限月額)

→3,576単位

この場合、**上限月額(3,621単位)**を超えないため、**3,576単位**での請求となる

ここまでのまとめ

事業対象者・要支援1

月4回までは1回分の単位数で請求

※月5回になる場合は上限月額での請求

要支援2

月8回までは1回分の単位数で請求

※月9回以上になる場合は上限月額での請求

4. 利用と請求方法について

8 月 カレンダー		2026年 (令和8年)							
日	月	火	水	木	金	土			
26	27	28	29	30	31	1			
2	3	4	5	6	7	8			
	○		○						
9	10	11	12	13	14	15			
	○		○						
16	17	18	19	20	21	22			
	○		○						
23	24	25	26	27	28	29			
	○		○						
30	31	1	2	3	4	5			
	○								

(例3)

○状態像

- ・要支援2
- ・従前相当訪問型サービス
(すべて標準的なサービス)

○予定

- ・週2回程度

4. 利用と請求方法について

8		月 カレンダー		2026年 (令和8年)									
日		月		火		水		木		金		土	
26		27		28		29		30		31		1	
2		3		4		5		6		7		8	
													
9		10		11		12		13		14		15	
													
16		17		18		19		20		21		22	
													
23		24		25		26		27		28		29	
													
30		31		1		2		3		4		5	
													

(例3)

287単位×9回
 =2,583単位 (>上限月額)
 =2,349単位

この場合、上限月額を超えるため、
 2,349単位での請求となる

4. 利用と請求方法について

8 月 カレンダー		2026年 (令和8年)							
日		月		火		水		木	
26		27		28		29		30	
2		3	標	4		5	生	6	
9		10	標	11		12	生	13	
16		17	標	18		19	生	20	
23		24	標	25		26	生	27	
30		31	標	1		2		3	

- (例4)
- 状態像
- ・要支援2
 - ・従前相当訪問型サービス
- (標準的なサービス5回と生活援助中心の45分以上4回)
- 予定
- ・週2回程度

4. 利用と請求方法について

8 月 カレンダー		2026年 (令和8年)							
日	月	火	水	木	金	土			
26	27	28	29	30	31	1			
2	3	4	5	6	7	8			
	標		生						
9	10	11	12	13	14	15			
	標		生						
16	17	18	19	20	21	22			
	標		生						
23	24	25	26	27	28	29			
	標		生						
30	31	1	2	3	4	5			
	標								

(例4)

標準的なサービス

287単位×5回=1,435単位

生活援助中心のサービス(45分以上)

220単位×4回=880単位

1,435単位+880単位

=2,315単位(<上限月額)

この場合、上限月額を超えないため、

2,315単位での請求となる

目次

1. はじめに
2. 令和9年4月1日からの変更点(案)
3. 導入による影響
4. 利用と請求方法について
5. 確認事項

5. 確認事項

地域包括支援センター及びケアマネジャーの皆様へ①

下記のご確認をよろしくお願いいたします。

- ・サービスコードの確認
- ・各事業所とのサービス利用実績の確認・調整
- ・従前相当訪問型サービス実施に係るケアプランの
変更について

5. 確認事項

地域包括支援センター及びケアマネジャーの皆様へ②

従前相当訪問型サービス実施に係る
ケアプランの変更について

・令和9年3月31日以前に作成したケアプラン

→ 次回行われるケアプラン変更時に記載を変更

※記載された内容の中から、身体介護か、生活援助中心なのか

わからない場合は、判断ができるようケアプラン記載内容を変更（軽微な変更も可）

5. 確認事項

サービス事業所の皆様へ

下記のご確認をよろしくお願いいたします。

- ・サービスコードの確認
- ・サービス提供票の確認
- ・重要事項説明書等の見直し

回数制となる場合、キャンセル料を設定することは可

※上限月額と日割り請求の場合は不可

5. 確認事項

令和9年度介護報酬改定について

- ・令和9年度の介護報酬改定に合わせて単位数が変更になる可能性があります。
- ・現時点では本日お伝えした単位数で移行する予定ですが、厚生労働省より基準の変更があった場合には調整を行う場合があります。
- ・重要事項説明書を改訂するにあたっては、介護報酬改定の動向を見ながらの変更をお願いします。

5. 確認事項

質問について

藤沢市電子申請システムにて、今回の回数制についての質問を受け付けています。

下記のURLもしくは二次元コードより、ご質問ください。

令和8年9月11日（金）までを期限とします。

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142051-u/offer/offerList_detail?tempSeq=



リンク集

・介護保険最新情報Vol.1210「総合事業の額を市町村が定める際に勘案すべき基準案について」

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2024/0308111749763/ksvol.1210.pdf>

・介護保険最新情報Vol.637「訪問介護におけるサービス行為の区分等について」

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2018/0402095345456/ksVol637.pdf>